

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和8年1月22日(木) 午前11時52分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 ひさなが委員長・江原副委員長・田村(継)委員・尾崎委員・橋本委員・綾城委員・岩藤委員・林委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
第1回臨時会本会議(1月22日)から付託された事件(議案1件)
9. 傍聴者 2名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前11時52分 閉会 午後0時15分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和8年1月22日

文教厚生常任委員長 ひさなが 信也

記録調製者 岡本 功次

ひさなが委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 2 号「令和 7 年度長門市水道事業会計補正予算(第 3 号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。上下水道局長 それでは、議案第 2 号について補足説明をさせていただきます。今回の補正は、提出議案概要のとおり、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰の影響を受けている、官公庁を除く全ての水道使用者の経済的負担を軽減するため、令和 8 年 2 月、3 月検針分の水道料金のうち、基本料金部分を免除するものです。具体的には、収益的収入及び支出において、収入では今回免除する全使用者の水道基本料金 1 期分、税込みで 4,065 万円を減額し、併せて免除した給水収益及び免除に係る水道料金システム改修費の合計額 3,900 万円を一般会計から受け入れるため、一般会計補助金を増額しております。また、支出においては、水道基本料金免除に係る水道料金システムの改修費として委託料 200 万円を計上しております。

ひさなが委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

尾崎委員 私のほうからちょっと、2、3 お伺いします。この度、水道料金の基本料金部分を減免されるということなんですけれども、これはどのぐらいの件数に。4,065 万円になるということをおっしゃったんですけれども、どのぐらいの件数になるのか、ちょっとお伺いしていいですか。

総務班長 減免額、税込み 4,065 万円ですが、約 1 万 4,500 件程度の使用者を想定しております。

尾崎委員 これは、上水を使用している全ての事業者を対象というふうに理解してもいいんですかね。

管理課長 官公庁を除く、全ての使用者を対象としております。

尾崎委員 それではもう 1 点、システム改修に 200 万円ということなんですけど、このシステム改修の内容についてお伺いしていいですか。

サービス班長 システム改修については、2 月及び 3 月検針時に水道料金の基本料金の算定を行わないよう改修を行い、4 月検針時に基本料金を元に戻すような改修となっております。

尾崎委員 それでは、これは 2 月、3 月の検針時に基本料金の算定を行うということなんですけど、それを 4 月になったら、何て言うんですかね、この減免を行うだけのシステム改修なんですか。

サービス班長 お見込みのとおりとなります。

田村委員 尾崎委員のほうから今、システム改修費のほうを伺わせてもらったんですけど、一応ちょっと念のためにお伺いさせていただきます。今回の 200 万円を組まれているんですが、この度の検針のみのあれで、今後、例えば 4 月以降のほうには、その改修したシステムのほうは使えないという判断でよろしいですか。この 200 万円は、それ以上はもう有効には活用できないという解釈でよろしいんでしょうか。

サービス班長 こちらにつきましても、お見込みのとおりとなります。今回の検針分だけになります。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

綾城委員 私からは 2 点です。これの今、水道料金の基本料金の減免による生活者の経済的負担の軽減というのは、本市——ごめんなさい、私が議員になってからは初めて見た政策だと思うんです。今回、上下水道局でこの政策を挙げられた理由についてお尋ねいたします。

管理課長 この度の物価高騰支援の事業のメニューの中で、これを挙げさせていただいたのは、以前から色々その都度あったんですけど、その都度、うちのほうとしてはこういうメニューも推奨メニューとしてありますので、今までも挙げさせていただいておりました。最終的に交付金の額も限度額というものがございまして、その中で、この度はこの水道料金の基本料金の免除という部分が、即効性等を勘案して多分このメニューをこの度選んでいただけたのかなと思っております。

綾城委員 本当に即効性とか、あんまり事務経費もそんなにかからないというところで、手段としては有効なのかなというふうに思っています。ごめんなさい、私の記憶が正しかったら、今まで値上げをしたと、だけどなかなかコロナ禍でやっぱり負担を考えなきゃいけないから、値上げはしたけども、その値上げした分を少し交付金を使ってちょっと激変緩和したというようなところで、その政策をやったっていうのはちょっと記憶にあるんですけど。今回、この前ちょっと新聞報道にちょっと出てました。令和 8 年度から水道料金の値上げというようなところで。そこで、今回の政策は、その値上げに対する激変緩和措置ではなくて、あくまでも今回の国の臨時交付金を活用した生活者の生活支援に対する措置で、全く別物であるというふうに考えてよろしいですか。

管理課長 委員のお見込みのとおりでございます。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

岩藤委員 先ほどシステムというところが出てるんですけど、ちょっと私、具体的に理解したいので。よく家庭にチリが入りますよね。あれが、明細の内容が変わるために、この度のシステム改修になるという理解でよろしいですか。

管理課長 料金をこの度減免するにあたって、検針が基本的に2か月で1回検針するようになっていきます。その関係で、全地区をきちんと免除するには、2か月ほどかかるということで、2月、3月分をこの度の支援の対象の月としております。その検針したときに、今委員がおっしゃったように、検針票というのを、検針結果、請求書の代わりみたいなものなんですけども、その部分をお渡しするために免除した金額をきちんと算定しないといけないというシステム改修が必要になってきます。それをこの度、この200万円という金額でさせていただいて、4月にはもう次の当たり前の検針を行わないといけないので、そのシステム改修したものを元に戻すようなシステムの改修をもう1回していただく、その部分までを含めた金額となっております。

岩藤委員 はい、わかりました。先ほどの質疑の中で重村委員が、未納されている市民の方もいらっしゃるという中で、その方もこの度の減免の対象になるという理解をしてるんですけど、その方々の未納分が減るという理解でよろしいんですかね。今まで何か月か納めていらっしゃる方々の分も、この度の減免の対象になるのかっていうところをちょっと確認しておきたいんですけど、どうでしょう。

管理課長 この度のこの減免の趣旨としましては、一応市民の下支えと言いますか、その辺を含んでおりますので、この2月、3月期の水道料金の基本料金を免除するものでございますので、滞納という部分にはちょっと関係ないのかなと思います。

上下水道局長 すみません、ちょっと発言はまだ先の話になろうと思いますが、水道局としては、減免ではなくて、今回は免除。だから基本料金部分を皆さん免除しますよっていうところで、滞納者であっても、そういうことじゃなく、全員、色もなく全員免除します。だから、ちょっと回答とか、委員のほうで減免、減免という言葉を使っていますが、水道局としては、今回は免除しますということできたいというふうに考えております。

綾城委員 質疑にもありました滞納の方も免除をする、それはそれでいいと思うんですけど、これは国のメニューを一応活用しているということなんですけど、国はたまにありますよね、補助金を出したときに税金の滞納があったら受けられませんよっていう補助金がある。そういうことはよくやられていると思うんですけど、この国の交付金で別に滞納があっても、そこを免除しても、それは対象にしても——対象にしてはいけないとか、別にそういうことはないんですか。

管理課長 この度の交付金の制度の中に、要項には滞納金がある人には免除しないとかっていうのもありませんし、多分、ぶちとくながとのところでもその辺の話をされたのではないかと思うんですけども、基本的には市民皆さん一律にというのが原則だと思っております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

田村委員 これは減免ではなくて、免除ということなんですけど、官公庁用は除くということだと思んですけど、それはこの本所だけなんですか。例えば、学校とか保育園とか給食センターとか交流プラザとか、そういったもの、どこまでの範囲になるのかお

伺いたします。

総務班長 委員が質問されたとおり、学校等公的な施設が官公庁の部分になりますので、そちらが対象としております。

田村委員 ちょっと一応確認ですけれども、じゃあ学校とかは免除の対象にはならないということよろしいですか。対象になるという意味ですか。

上下水道局長 官公庁ということになりますので、国の施設、県の施設、市の施設。市の施設には学校とか、当然本庁もありますけど、交流プラザもありますし、強いて言えば観光課が持っているトイレ、そういうところも対象外になります。件数的には350件ぐらいが該当ということになります。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

橋本委員 ちょっとこれは確認なんですけど、水道料金が免除になると。2月、3月期が免除になると。請求書のチリの中に、上水道何立米でなんぼって金額を書いて、その下に下水道も書いてありますよね。上水道は免除となると、上水道を基準に下水道が決められるんじゃないかなかったですかね。違うんですかね。

上下水道局長 チリの中には、おっしゃったように水道料が幾らで、金額が幾ら、下水道が幾らというふうに明細があると思いますけど、あくまでも今回は基本料金部分の免除なので、料金の使った分については水道料も当然かかってきますし、それに応じた下水道使用料は、基本料金部分と使用料部分についてはかかってくるということになります。

林委員 ちょっと、用語の定義がちょっと私はわからないんですけども、先ほどの一般会計補正の事業名が水道基本料金減免事業、これは財政課が繰出金として持ってました。その中に、その文言の中に「交付金を一部財源として水道の基本料金を免除し」というふうに載ってるわけです。水道事業会計への繰り出しを行うと。それじゃあ、免除と減免って何が違うんだろうと思うとですね、先ほど綾城委員のほうからありましたけど、かつて10月から水道料金値上げ分を減免しますっていう広報が出てましたよね。これは、「将来にわたり安全、安心な水道水をお届けするために、令和4年10月使用分(12月検針請求分)から水道料金は値上げとなります。しかし、新型コロナウイルスや物価高騰による市民生活への影響を考慮し、すべての水道使用者に対して料金改定による値上げ分の2期分(4か月分)の使用分を減免します」という、この減免の使い方と基本料金の免除、何が違うんだろうなと思いつつも、私はずっとさっきからちょっと議論を聞いてました。で、その中で、「今回の減免にかかる手続きは上下水道局で行いますので、各水道使用者による手続き、申請は不要です」と、かつてありました。で、今回もおそらく同じですよ。ちょっと確認を。

上下水道局長 今、林委員が言われたのがコロナ対策のときの言葉だったと思うんですが、私、水道局長となって、ちょっと疑問に思ったのが、減免という言葉は減免規定、条例の中にありますので、その中に、先ほどちょっと委員からご質問があったように、滞納している者には減免はできませんよとかっていう、そういう縛りがあった中で、

あのときは減免という言葉を使っただけの制度で、そのときの局がやられたんですけれども。今回は、ちょっと広報のほうというか、一般会計のほうには減免という言葉を使っただけなんですけど、局としてはあくまでも先ほどもちょっと話したように、今回、市民の方の物価高騰なので、基本料金部分を一律に免除しますということで、局としては統一見解を出したいなっていうことで、その言葉を使わせていただいているというふうにご理解いただければと思います。

林委員 その免除という規定は、条例上、何を根拠に免除されるのかということなんです。で、減免であれば、例えば長門市水道給水条例の給水負担金等の減免の31条に、「市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、給水負担金、料金又は手数料を減免することができる」規定なんです。だから、この規定に基づいて私は今回、減免規定が発動されているんじゃないかと思ってるんですけど、この免除ってなってくると、先ほど局長がおっしゃったような話になると、じゃあ条例上何を根拠にこれを免除するんだっていう話になるじゃないですか。その辺りのちょっと整合性っていうのはどういうふうにお考えでしょうか。

上下水道局長 第4条の規定の中で、以前、林委員が第4条の規定というのはどういうときに使われるのかという質問をされたと思うんです。そのときに、当局としては災害時があったときに減免措置を使ったというところがあるんですが、今回の免除規定というの、当然条例の中には免除の規定というのはございませぬけれども、今回、即効性の中で市民生活の影響を与えるという中の推奨事業としても国のほうから認めていただいた中で、そしたら減免なのか免除なのかといったときに、これは基本料金に一律に全員の方を免除するんだっていうことの中で、交付金も活用した中のメニューがあります。局としては、100パーセント交付金として返ってくるので、市民の方々に免除しようっていうことの中で、言葉を免除ということで統一しようということの見解になっているところでございます。

林委員 いや、だから、その免除規定というのは条例上にあるんですかね。

上下水道局長 ちょっと条例上の中にはないというふうに判断してます。

林委員 条例上の根拠がないのに免除ができるようになってくると、ある意味では超法規的な話になる、非常に高度な政治判断に基づくものになると思うんですけども。確かに国の推奨メニューの中には、水道基本料金の減免というか免除とかってありますし、値上げ分の上昇を抑えとか——下関なんかそうですよね、おそらく今回20パーセントぐらい上げるのかな、あそこは。だから、私はやっぱり、何かをするにしてもやっぱりその根拠がないと、法的な根拠があって、だからさっき言葉にこだわるっていうのは、いわゆる私は、この31条の規定になるのかなっていうふうにはずっと考えてるわけですよ。だから、市長が特に認めた場合、要するに上水道局のトップは市長なので、市長がこの31条の規定に基づいて一般会計から入れてこいと。で、免除するっていうか、減免のこの規定の中で免除っていう言葉が包含されると私はずっと思ってたんですけど、私のちょっと解釈は違うんですか。

上下水道局長 林委員がおっしゃることはご尤もだというふうに理解しましたので、先ほどの私の免除という言葉にこだわらず、減免という形の中で審議のほうを進めていただいたほうがいいのかなどというふうに理解しますので、先ほどの免除という言葉は訂正させていただこうと思います。

林委員 すみません。別に言葉がどうかじゃなくて、ちょっとやっぱり上下水道局としては、やっぱりしっかりした条例を持ってますので、その条例の根拠に基づいて一般会計からの繰出金を受け入れると。その 31 条を基にして今回は基本料金を免除するっていうふうに言われると、そうかなと。だから、さっき言ったその滞納云々っていう話もここで多分消滅していきだろうっていうふうに、ちょっと個人的には考えてます。実際この、ただ先ほどありましたように、ちょっと若干ね、今後この 3 月定例会がもうじき始まりますけれども、給水条例の改正案が出てくる可能性も非常にあるやに聞いてますので、またそのときにしっかり、今の上下水道局とのこの議論を通じて、またしっかり詰めの議論をしていきたいなと思います。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、上下水道局長も発言をされてましたけど、今一度、議案第 2 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教厚生常任委員会を散会します。どなたもご苦労様でした。

— 散会 12:15 —